

## 瀬戸市電子契約実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、瀬戸市（以下「本市」という。）における電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (2) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する総務省令で定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書、請書、変更契約書及び変更請書を含む。）をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって、同条第3項に規定する特定認証業務の行われたものをいう。
- (4) 署名鍵 電子署名に係る暗号化及び復号に用いる情報であって、当該事業者のみが知り得るものをいう。
- (5) 電子契約サービス サービス提供事業者（本市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）が本市及びその契約者の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (8) 承認者 本市の職員のうち、電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。
- (9) 契約者 電子契約サービスを利用して、本市が締結する契約の相手方をいう。
- (10) 契約担当者 本市の職員のうち、契約者に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

### （電子契約の利用範囲）

第3条 電子契約サービスは、本市が締結する契約に利用できるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
- (2) 契約期間が10年を超える又は期間の定めのない契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約であることを明示するものとする。

### （電子契約サービスの運用管理者）

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下

「運用管理者」という。)を置き、行政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの各アカウントに係る利用権限の設定に関すること。
- (2) 電子契約サービスの利用手続に関すること。
- (3) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用するために必要なこと。

#### **(アカウント等の取扱い)**

第5条 アカウントは、運用管理者が設定し、各課等に付与する。

- 2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。
- 3 アカウントの取扱いは、各課等が適正に行う。
- 4 パスワードの管理、設定及び変更は、各課等が行う。
- 5 各課等は、前項のパスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

#### **(承認者の設置)**

第6条 各課等に承認者を置き、各課等の長又はあらかじめ各課等の長が指名する者をもってこれに充てる。

#### **(電子契約によることの意味確認)**

第7条 契約担当者は、契約者からの電子契約利用申出書(別記様式)の提出により、当該契約者に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

- 2 前項の電子契約利用申出書は、契約の都度提出するものとする。

#### **(電子契約の締結方法)**

第8条 電子契約の締結は、サービス提供事業者が提供する電子契約サービスを利用して行う。

- 2 契約担当者及び契約者は、電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。
- 3 電子署名は、契約者、承認者の順に行うこととする。

#### **(契約内容の修正)**

第9条 契約担当者は、締結した電子契約書に軽微な修正(誤字又は語句の修正等)の必要が生じた場合は、契約者の了承のもと、新たな契約書一式を電子契約サービスに登録し、電子契約の手続を行うことで当該修正を行うことができる。この場合において、修正前の電子契約書は無効とする。

#### **(電子契約書の保存)**

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

- 2 契約担当者は、紙の契約書の保存に代えて、ダウンロードした電子契約書データ及び必要に応じて印刷した電子契約書の写しを保存する。この場合における保存期間については、瀬戸市文書取扱規程(平成13年瀬戸市訓令第4号)の定めるところによる。

#### **(変更契約)**

第11条 締結した電子契約の内容に変更の必要が生じた場合は、変更契約についても

電子契約書にすることができる。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

2 前項の規定による変更契約の手続きは、第7条から前条までの規定を準用する。

**（紙媒体の契約書への切替え等）**

第12条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約の締結方法は、第7条の電子契約利用申出書の提出にかかわらず、紙媒体の契約書によることとする。

**（他の規則等の適用）**

第13条 この要領の定めにより電子契約を行う場合（行おうとする場合を含む。）において、市長その他の執行機関の定める規則、訓令、要綱の規定中、「契約」とあるのは「電子契約」と、「契約書」とあるのは「電子契約書」と読み替えて適用するものとする。ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は当該規定を読み替えて適用することが同規定上適当でない場合は、この限りでない。

**（事故等の報告）**

第14条 電子契約サービスを利用する者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項の規定による報告を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

**（補則）**

第15条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

**（施行期日）**

この要領は、令和8年10月1日から施行する。